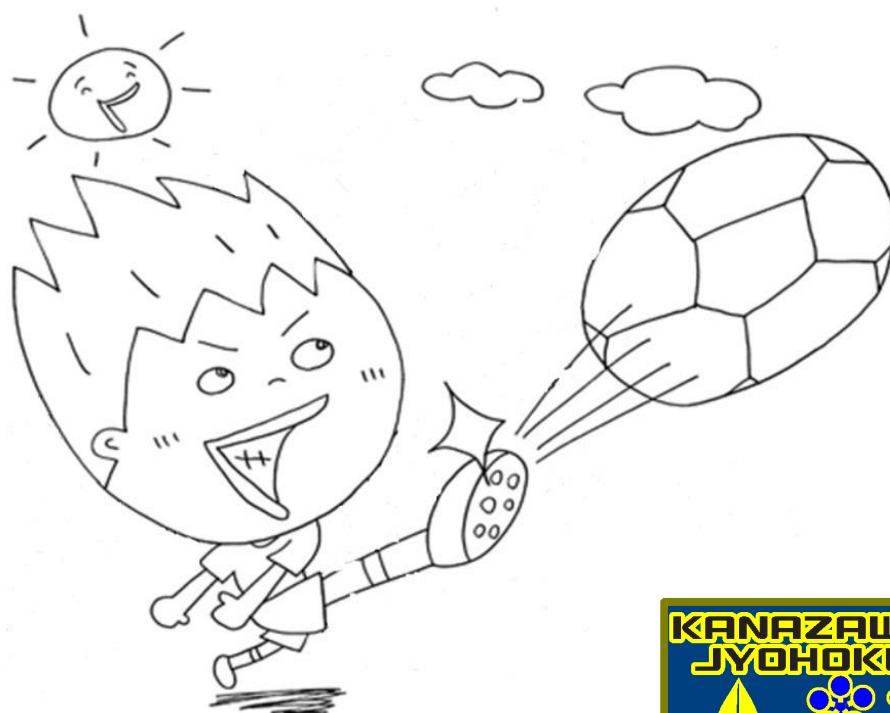


〇〇年度

金沢城北F・Cしおり



<http://k-jyohokufc.org/>

## 目次

1. 金沢城北F・C概要	1
2. 金沢城北F・C規約	2
3. 金沢城北F・Cを育てる会規約	4
4. 公式大会出場時の運営協力と役割分担のめやす	4
5. 指導者会	5
6. 団費と納入方法	7
7. 金沢城北F・C運営組織	8
8. 金沢城北F・Cを育てる会運営組織	9
9. スポーツ安全保険のあらまし	9
10. ○○年度 行事予定	11
11. 団員名簿	13
12. 退団届	14

## 1. 金沢城北 F・C 概要

### 金沢城北 F・C 基本理念

金沢城北 F・C は、次のことを基本理念とし、誰もが楽しく有意義にサッカーができることを目標とします。

- 子供たちが、楽しくサッカーができることを目指します。
- 子供たちが、協調性と自主性、規律が身につくことを目指します。
- 子供たちが、あきらめない強い心を持ち、全力をつくすことを目指します。
- 子供たちが、サッカーの基本技術を身につけることを目指します。
- 子供たちが、創造性豊かな選手に育つことを目指します。

#### (1) 練習予定表 (基本)

練習日	時間帯	練習場	学年
毎週 日曜・祝日	午後 2:00～5:30	森山町小学校 運動場	幼児・全学年
毎週 月曜日	午後 4:30～6:30	森山町小学校 運動場	全学年
毎週 火曜日	午後 7:00～9:00	浅野町小学校 体育館	全学年
毎週 木曜日	午後 4:30～6:30	浅野町小学校 運動場	全学年
第 1、3、5 土曜日	午前 8:30～12:00	浅野町小学校 体育館	全学年
第 2、4 土曜日	午前 8:30～12:00	浅野町小学校 運動場	全学年

- ※ 1. 毎月末に翌月の練習カレンダーを『クロス城北』で知らせる。
- ※ 2. 学校行事等で変更がある場合は別に知らせる。
- ※ 3. 日・祝日や冬期(12月・1月・2月)で変更がある場合は別に知らせる。

#### (2) 練習ユニフォームと用具

- ① 半袖シャツ (青)・・・長袖でも可。「城北 F C」とのロゴが入ったものが望ましい。  
購入先: IKESPO (イケスポ) (担当: 池田) 石川県野々市市二日市町 542-1  
Tel 076-207-5550  
平日 10:30～19:30  
土曜・日曜・祝日 10:00～19:30  
定休日: 火曜日  
「城北 F C」と団名をはっきり告げて、ご注文・ご購入下さい。
- ② パンツ (青)・・・各種サッカー協会主催試合 (以降、公式戦と呼ぶ) 兼用とするため、プーマ製とする。
- ③ シンガード (すねあて)・・・けが防止のため、必ず着用のこと。
- ④ ストッキング (青と赤)・・・青は練習と試合用 (正)、赤は試合用 (副)。  
双方とも公式戦兼用とするため、ラインなし・プーマ製とする。
- ⑤ サッカーボール (4号球)・・・団名と名前を大きく、はっきりと書く。  
濃色は薄暮時にボールが見にくいので、白色・明色を基調としたものが望ましい。また、JFA 公認球が望ましい  
幼児・1、2年生は別に指導者に相談すること。
- ⑥ 体育館用シューズ・・・体育館床面に黒い汚れが付かないようにするため、裏底が生ゴム (飴色又は褐色) 製、滑りにくいもの (フットサル用) が望ましい。
- ⑦ 屋外用シューズ・・・練習時においては、運動靴、トレーニングシューズ、スパイクシューズのいずれでも問題はないが、高学年試合時においてはスパイクシューズの着用が望ましい。

『募集要項』を参照ください。

## 2. 金沢城北F・C規約

### 第1章 総則

第1条（名称）本団の名称を金沢城北F・C（通称「城北FC」）とする。

第2条（事務所）本団は事務所を金沢市〇〇町〇〇〇吉田 竹雄（Tel〇〇〇—〇〇〇〇）方におく。『〇〇年度運営組織表』を参照ください。（11月城北FC総会時の配布資料）

第3条（目的）本団はサッカーを中心としたスポーツ活動を通して、心身の健全な発達を図り、協調性のある人間性豊かな人格を育成することを目的とする。

第4条（活動）本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 各種スポーツ活動         | ② レクリエーション活動 |
| ③ 体力テスト            | ④ 文化学習活動     |
| ⑤ 他団体との交歓交流活動      | ⑥ 奉仕活動       |
| ⑦ その他本団の目的達成に必要な活動 |              |

### 第2章 団員

第5条（構成）団員とスクール生からなる。

- ① 団員は、本団の活動目的に賛同し、所定用紙にて入団（団員）申し込みした小学生とする。
- ② スクール生は、本団の活動目的に賛同し、所定用紙にて入団（スクール生）申し込みした幼児（年長組）及び小学校1年生から3年生とする。なお、他のクラブに所属していても在籍できる。

第6条（登録）本団の4年生以上の団員は、日本スポーツ少年団及び日本サッカー協会に登録する。

第7条（退団）

- ① 団員は、小学校卒業と同時に退団となる。また、団員は所定の退団届を提出することにより、いつでも退団できる。
- ② スクール生は、小学校4年生進級後に退団となる。ただし、引き続き第5条①による入団は認める。また、スクール生は所定の退団届を提出することにより、いつでも退団できる。

第8条（除名）団員は本団の目的に違反する行為があったとき、又は本団の活動に頻回に不参加であったり団費を著しく長期間滞納したりしたとき、除名される。ただし、正当と思われる理由があった場合は、この限りではない。

### 第3章 育成母集団

第9条（育成母集団）本団は団員の保護者及び有志からなる支援団体「金沢城北F・Cを育てる会」を置く。育成母集団については別に定める。

### 第4章 保険・責任

第10条（傷害保険）団員は入団後、速やかにスポーツ安全保険に加入する。

第11条（事故の責任）練習及び試合を含めたすべての活動中に生じたすべての傷害・疾病は当該団員の保護者が全責任を負うものとする。

## 第5章 役員

第12条（役員）本団には次の役員を置く。

- ① 部長 1名
- ② 副部長 若干名
- ③ 指導者（監督） 1名
- ④ 会計 2名
- ⑤ 監事 1名
- ⑥ 顧問 若干名

第13条（役員の選出）前条の役員は、本団の育成母集団である「金沢城北F・Cを育てる会」の会員の互選により選出する。

第14条（役員の職務）本団役員は、次の職務を行う。

- ① 部長は、本団を代表し、その活動を統括する。
- ② 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 指導者（監督）は、本団の活動を指導し、必要あればその下にコーチを任命し、指導者会を置く。指導者会については、別に定める。
- ④ 会計は、本団の会計を担当する。
- ⑤ 監事は、会計を監査する。
- ⑥ 顧問は、本団の相談を受け、意見を述べることができる。

第15条（任期）本団の役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

## 第6章 会議

第16条（会議）本団の会議は、役員会及びその他の会議とする。

- ① 役員会は、部長が随時招集し、その運営にあたる。
  - i) 「金沢城北F・Cを育てる会」総会議案の作成
  - ii) 本団の活動・運営計画の作成
  - iii) その他必要事項
- ② その他の会議は、その必要ありと認めるとき、部長が開催する。

## 第7章 会計

第17条（会計）本団の会計は、団員の収める団費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第18条（団費）本団の団費は、月団費、登録料等からなる。一度収めた団費は原則としてこれを返還しない。団費の額及び納入方法は必要に応じて変更される。団費の額及び納入方法については、別に定める。

第19条（会計年度）本団の会計年度は、毎年11月1日から10月31日とする。

## 第8章 規約の改正及び解散

第20条（規約の改正及び解散）本規約の改正及び本団の解散は「金沢城北F・Cを育てる会」総会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附 則

第12条、第14条を平成19年11月14日 改正。

第5条、第7条を平成23年11月24日 改正。

### 3. 金沢城北F・Cを育てる会規約

第1条 本会の名称を「金沢城北F・Cを育てる会」とし、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は、「金沢城北F・C」の活動・運営に協力することを目的とする。

第3条 本会の会員は、「金沢城北F・C」の全団員の保護者及び有志から構成される。

第4条 本会には次の役員を置き、その任期は1年とするが、再任を妨げない。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名

第5条 前条の役員は、「金沢城北F・C」団員の保護者の互選により選出する。

第6条 本会役員は、次の職務を行う。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 本会役員は、金沢城北F・C規約第12条（役員）の役員を兼務する。

第7条 本会の会議は総会とし、会長が毎年1回年度始めに招集し、その運営に当たる。また、会長は必要により、臨時総会を招集し、その運営に当たる。

- ① 金沢城北F・Cの役員の承認
- ③ 金沢城北F・Cの活動報告と決算の承認
- ④ 金沢城北F・Cの活動計画案及び予算の審議
- ④ その他の事項

第8条 役員は学年毎に会合を持ち、保護者の連絡網を整備し、意思の疎通を図る。これは学年を越えた活動を制限するものではない。

### 4. 公式の大会出場時の運営協力と役割分担のめやす

公式戦への出場に際しては、下記のように多くの仕事がある。自動車のない方は便乗できるように手配するので、1人でも多く試合会場まで来て、協力していただきたい。

(1) 各大会の運営分担で割り当てられた仕事をする。

本部設営・接待、会場整備、進行、記録、トイレ掃除、駐車場整理など大会本部の手伝いがある。各大会ともいずれかの仕事が割り当てられることが多い。

(2) 城北F・Cの団員の世話を中心とした仕事をする。

団員の世話；水分の補給、手拭いの準備（暑い日）などの世話をする。

その他、団員・保護者の輸送、テントの運搬・設置・撤去、用具の管理など。

(3) 公式戦以外にも、友好団の大会、練習試合等があるので公式戦に準じた協力をしていただきたい。

## 5. 指導者会

本団の活動・運営に賛同し、本団の基本理念を尊重し、金沢城北F・C規約第3条の目的が達成できるように団員の指導実践を行う。

(指導者会の構成)

- (1) 本団の指導者は、経験のある20歳以上の成人で団員の保護者、団員OBとOG及びその者の保護者とし、採用する場合はその是非を役員会に諮る。
- (2) 本団の指導者に経験のない20歳以上の成人を採用する場合は、その是非を役員会に諮る。
- (3) 本団の指導者に18歳以上20歳未満の未成年者を採用する場合は、その者の保護者及び推薦者の同意を必要とし、その是非を役員会に諮る。
- (4) 本団の指導者に18歳未満の者は採用しない。
- (5) 本団の指導者は総称「コーチ」と呼ぶ。
- (6) 上記の指導者で「指導者会」を構成する。

(指導者の体制)

- (1) 本団の指導者会には次の役職を置く。
  - ① 監督 1名
  - ② メインコーチ 若干名
  - ③ アシスタントコーチ 若干名
  - ④ アドバイザー 若干名
- (2) 本団の指導体制は、学年割り若しくはカテゴリー分けとする。
- (3) 本団の指導体制は、指導者の会議で決定し、役員会の承認を得る。
- (4) 本団の指導体制に準ずる指導者の体制は、指導者の会議で決定する。
- (5) 監督は、指導体制並びに指導者の体制を団員及びその保護者に知らせる義務を負う。

(役職者の任務)

監督

- (1) 指導者会の総責任者である。
- (2) 日本サッカー協会の指導指針を尊重し、本団の指導指針及び指導計画の立案、指導の細部に亘ってその指揮を執る。
- (3) メインコーチを兼任する。

メインコーチ

- (1) 本団の指導方針及び指導計画の立案に参画し、指導内容と練習内容を作成して、団員の実践指導に当たる。
- (2) 担当する学年若しくはカテゴリーのチームを指導する。
- (3) 試合会場及び練習場（オン・ザ・ピッチ）における指導責任者である。
- (4) 練習及び試合（公式大会は除く）の日程を協議・決定し、監督及び役員に通知する。
- (5) 団員及びその保護者への通知は、「クロス城北」又はこれに準じた様式を用い

て行う。緊急な変更等が生じた時には保護者の連絡責任者へ通知する。

#### アシスタントコーチ

- (1) メインコーチを補佐し、団員の実践指導に当たる。
- (2) 練習内容の作成に参画し、指導に関する知識を求めるが、専門的な指導方法までは求めない。
- (3) 試合会場及び練習場には積極的に参加する。

#### アドバイザー

- (1) サッカーの知識及び小学生年代の児童の指導を熟知した有識者とする。
- (2) 指導者からの相談を受け、アドバイスすることができる。

#### (指導者の任期)

指導者の任期は、1年とするが、再任を妨げない。

#### (指導者会の会議)

監督が随時召集し、その運営に当たる。

- (1) 指導指針及び指導計画を協議・決定する。
- (2) 指導体制及び指導者の体制を協議・決定する。
- (3) 各カテゴリーの練習日時及びその他必要事項を協議・決定する。
- (4) 会議の決定事項は、内容により役員及び団員並びに保護者に通知する。

#### (カテゴリーの概要)

- (1) U-12とは、6年生以下の団員で編成されたチームとする。
- (2) U-11とは、5年生以下の団員で編成されたチームとする。
- (3) U-10とは、4年生以下の団員で編成されたチームとする。
- (4) U-9とは、3年生以下の団員で編成されたチームとする。
- (5) U-8(KIDS)とは、2年生以下の団員で編成されたチームとする。

#### (指導者の退団)

退団の申出が生じたときには、指導者の会議において協議・決定し、役員会に諮る。

#### (指導者の除名)

指導者は、次の各号の何れかに該当した時、除名される。

- (1) 本団の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本団の運営に著しく支障をきたす行為があったとき
- (3) 本団又は第三者に中傷又は誹謗を行い信用を失墜させ、名誉を毀損させたとき
- (4) 暴行、脅迫、その他不正な手段をもって他人の職務を妨害した、又は妨害せんとしたとき

除名の決定は、部長、監督、育てる会の会長が参加する役員会にて決定される。

ただし、正当と考えられる事由があった場合は、この限りではない。



## 6. 団費と納入方法

〇〇年度の団費及び納入方法は次のとおりとする。

(1) 団費；(平成23年11月改定)

『募集要項』を参照ください。

1年分
前期
入会金
後期

振  
口  
受

振込人欄には団員の氏名を書き、振込料は各自の負担とする。

## 7. 金沢城北F・C運営組織

(1) 役員（氏名の後の数字は子息の卒団期を示す）

部 長

副部長

指導者(監督)

会 計

監 事

顧 問

(2) 資格取得指導員

(3) 資格取得審判員

(4) 指導者（メインコーチ）

(5) その他業務の担当

登録、保険

入団、退団

森山町小学校

浅野町小学校

他団体との調整

『〇〇年度運営組織表』を参照ください。(11月城北FC総会時の配布資料)

## 8. 金沢城北F・Cを育てる会運営組織

役員 ( )内は子息の学年を示す

会長 (6年生)  
副会長 (5年生)  
同 (4年生)  
同 (3年生)  
同 (2年生)

『〇〇年度運営組織表』を参照ください。(11月城北FC総会時の配布資料)

## 9. スポーツ安全保険のあらまし

金沢城北F・Cの団員は、入団後速やかにスポーツ安全保険に加入する。

- (1) 加入手続き；団が代行する。
- (2) 保険期間；加入の日から翌年3月31日まで。
- (3) 保険料と保険；

年間保険料 (1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険		共済 見舞金
	死亡	後遺障害 (最高)	医療保険金日額		対人・財物賠償合算		
			入院	通院	1事故	1人	
800円	2,100万	3,000万	4,000円	1,500円	5億円	1億円	180万円

対象となる傷害；

被保険者が、次に掲げる場合に、急激かつ偶発的な外来の事故により被った傷害に起因する通院、入院、後遺障害及び死亡が対象となる。

- ①被保険者の所属する団体の管理下における活動中
- ②団体が指定する集会、解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中

- (4) 支払われる保険金；

医療保険は、入院・通院とも治療日数が1日目から、医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われる。

賠償責任保険は、てん補限度額を上記表とし、免責金額は0円となっている。

保険金が支払われる期間は、死亡、後遺障害、入院、手術（入院保険が支払われる場合に限る）したとき、事故の日から180日以内、通院の場合の支払日数は90日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内となっている。

（注）通院の治療日数とは、初診日から治癒の日までの延日数ではなく、実際に治療を受けた日数の合計（治療実日数）をいう。

- (5) 保険金が支払われない場合；

靴ずれ・しもやけ・野球肩・テニス肘などは対象にならない。自殺・犯罪・天災によるものも対象にならない。

- (6) 傷害が発生した場合；

万一、けがをしたり、事故に遭ったときは、すぐに指導者まで連絡すること。

指導者は、連絡受理後、状況を把握し、スポーツ保険業務担当者まで連絡すること。

事故発生の日から30日以内に保険金請求の届け出をする必要がある。

なお、保険金請求書の提出は傷害が治癒した後に行う。

(7) 物損が発生した場合；

器物を損壊した場合にも (3) と同様のときであれば保険請求できるので、(6) に準じた連絡をすること。

※平成24年4月 改正。

スポーツ保険の詳細については、公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページの「スポーツ保険のあらまし」をご参照ください。

## 10. ○○年度 行事予定

『○○年度活動計画』を参照ください。(11月城北FC総会時の配布資料)

## 11. 団員名簿

個人情報の観点から公表しておりません。(従来は連絡網として公表しておりました。)

※連絡先は別途ご報告します。

※この団員名簿は、個人情報です。

本団の活動以外での使用並びに公開、貸出しは禁止します。

